

Chabot 議員、BIG Data for IP Act を下院に上程

2018 年 5 月 24 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

Steve Chabot 議員（オハイオ州選出、共和党）と Hank Johnson 議員（ジョージア州選出、民主党）は、5 月 21 日、BIG Data for IP Act (Building Innovation Growth Through Data for Intellectual Property Act of 2018 (H.R. 5887)) を下院に上程¹した。

この法案は、Chris Coons 議員（デラウェア州選出、民主党）と Orrin Hatch 議員（ユタ州選出、共和党）が 3 月 22 日に上院に上程した法案²の下院版で、USPTO の料金設定権限の期限を延長することにより、USPTO が IT システムを近代化するための投資を計画的に実施できるようにするもの。また、USPTO に対して IT システムの開発・利用状況等に関する議会への報告を義務付けることにより、USPTO における先進的 IT ツールの採用を促そうというもの。

有識者からは、法案の内容に反対する者は少なく、現在の USPTO の料金設定権限が 2018 年 9 月末で期限切れとなってしまうことを考えると、本法案が成立する可能性もあるのではとの声も聞かれる。

BIG Data for IP Act の概要

① USPTO の料金設定権限の期限延長

米国発明法（AIA）により 2011 年に USPTO に与えられた料金設定権限を 10 年間延長する。

② 議会への報告義務

USPTO は、以下の項目を含む報告書を議会に提出しなければならない。

- 1) IT システムをアップグレードするための 5 カ年計画

¹ <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/5887/text?q=%7B%22search%22%3A%5B%22chabot%22%5D%7D>

² https://www.jetro.go.jp/ext_images/lpnews/us/2018/20180415-2.pdf

- 2) 特許・商標審査の一貫性及び生産性向上のための人工知能や機械学習などのデータ分析手法の利用状況と、当該データ分析手法の更なる改良に向けた5ヵ年計画

(以上)